

Ⅱ 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置や燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下（１）に掲げる者とし、（２）の全ての要件を満たすものとする。

（１）ア 農業者の組織する団体

イ 公社

ウ 協議会

（２）ア 茶についての知見を有し、かつ、茶産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。

なお、（１）のア及びウにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

カ 構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

第3 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

第2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う別紙2の第2の1に掲げる取組とする。

また、各取組に係る留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 設備等導入（別紙2の第2の1（2））については、以下に定めるところによるものとする。
- ア 事業実施主体は、交付決定後、当該設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。
 - イ 導入設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること。
 - ウ 導入設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと。
 - エ 導入する設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (2) 品質向上（別紙2の第2の1（3））については、以下のとおりとする。
- ア 棚施設を利用した栽培法への転換については、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換するものとする。
 - イ 直接被覆栽培への転換については、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換するものとする。
 - ウ 有機栽培への転換については、有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得するものとする。
 - エ 輸出向け栽培体系への転換については、輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売するものとするほか、事業実施主体がG F Pコミュニティサイトへの登録を行っていることを要件とする。
- (3) 技術実証・展示（別紙2の第2の1（4））については、以下のとおりとし、その補助率は1／2以内とする。ただし、ウに掲げる取組を行う場合の補助率は定額とする。
- ア 技術実証については、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証とする。
 - イ 展示については、茶への転換や省力的な栽培管理に資するほ場条件整備・植栽方法等に係る展示とする。
 - ウ 茶工場における燃料使用量の大幅削減の実現に向けた、化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証を行うことができる。なお、これに取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。
 - (ア) 事業実施主体は、荒茶工場及び茶加工機械メーカーが参画する協議会であること。
 - (イ) A重油等の化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証を行うとともに、次に掲げる全ての取組を実施すること。
 - (a) 実証技術導入前後の荒茶1kg当たりの燃料使用量の比較・分析
 - (b) 実証技術導入前後の荒茶品質の比較・分析
 - (c) 新たな燃料（熱源）の確保に向けた課題や産地での普及見込みの検討

(d) 新たな燃料（熱源）を取り入れた場合の燃料コスト削減効果の考察

(ウ) 成果目標は、第4の（1）のうちクを設定するものとする。

(エ) 別紙様式第1号－2－2－4の「茶エネルギー転換計画」が策定されていること。

(4) 植栽（別紙2の第2の1（8）。台切りを含む。）及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。）については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

(5) 未収益支援（別紙2の第2の1（9））については、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10a 当たり単価
(ア) 植栽に伴う未収益支援①	141,000円
(イ) 植栽に伴う未収益支援② (第4の（6）のア（カ）を満たす場合に限る。)	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円

※台切りとは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

2 事業実施区域

原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

3 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成

(1) 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成（別表2の2の（2）においてポイントの加算を受ける場合をいう。以下「大規模茶産地モデル形成」という。）に取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

ア 事業実施主体は、茶生産者、茶工場及び茶関連産業等の実需者が参画する協議会であること。

イ 受益面積が20ha以上であること。

ウ 次に掲げる全ての取組を行い、別紙様式第1号－2－2－3の「大規模茶産

地モデル形成プラン」を策定すること。

(ア) スマート農業技術導入等による飛躍的な生産性向上

スマート農業技術の導入、茶園の改植、農業機械、凍霜害防止設備（防霜ファン）等の導入等により、労働生産性向上を図る取組

(イ) 茶関連産業等と連携した労働力確保

茶生産者と茶関連産業等の実需者等が連携し、茶生産における繁忙期等に必要な労働力を確保する取組

(ウ) 茶工場の省エネルギー化

エネルギーコスト削減に資する茶加工機械、加熱機械の導入等により茶工場における省エネルギー化を進める取組

(2) 大規模茶産地モデル形成に取り組む産地は、別紙2の第2の1の(1)から(3)まで、(6)又は(8)から(12)までのいずれか又はこれらのうち複数の取組を選択するものとする。

(3) 成果目標は、第4の(1)のうちウからオまで又はキのいずれかを設定するものとする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること。ただし、クについては、第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合のみ選択できるものとする。

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること。	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。	3年後
キ	産物1kg当たり又は10a当たり労働時間を現状より4%以上削減すること。	3年後
ク	化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の導入に資する取組を実施すること。	1年後

- (2) 受益面積が20 a 以上であること。
- (3) 第3の1(1)に定める取組を行う場合にあっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であり、そのうち65歳未満の者が含まれること。
- (5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のア又はイに該当すること。
 - ア 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
 - イ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。
- (6) 第3の1(2)、(4)及び(5)に定める取組を行う場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。
 - ア 支援の対象となる生産者
 - 事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。
 - (ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における植栽の実施面積の合計が、20 a 以上であること。
 - (イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。
 - (ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、a 又はbに該当すること。
 - a 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
 - b 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。
 - (エ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。
 - (オ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が植栽等を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。
- (カ) 第3の1の(5)の(イ)に掲げる未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。
 - a 40 a 以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと。
 - b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。
 - (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実

証ほの設置

- (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
- (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
- (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
- (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

イ 支援の対象となる茶園

支援の対象となる茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア) 第3の1(2)に定める取組を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
 - (イ) 第3の1の(4)又は(5)に定める取組を行う場合にあっては、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。
 - (ウ) 植栽後は、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有すること。
 - (エ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること。
 - (オ) 当該茶園について、農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
 - (カ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
 - (キ) 過去(同一の作物年に実施する場合を除く)に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1(2)又は(4)に定める取組を実施した茶園でないこと。ただし、第3の1(2)に定める取組に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。
- (7) 受益農業従事者にあつては別紙様式第6号ー1、食品関連事業者にあつては別紙様式第6号ー2、民間事業者にあつては別紙様式第6号ー3の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、本要綱第9の規定に基づき、別記様式第1号ー1により交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。

第5 事業実施確認・報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行うこととしている茶園が第4

の（６）イに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。

（２）事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ア 事業の取組が確実に実施されたこと。

イ 実際の支援対象面積

ウ 植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

エ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。

オ 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。

カ 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機JAS等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。

キ 輸出向け栽培体系への転換を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。

（３）事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者、茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

（４）事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

（５）確認業務の委託

事業実施主体は、（１）及び（２）に係る確認業務を次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ア 法人格を有していること。

イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

（６）実施確認結果の通知

ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

２ 事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、第４の（１）に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、植栽等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の７月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、植栽等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、植栽等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合
- (2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、植栽等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

第6 事業実施上の留意点

第3の1の(3)のウに定める取組を行う場合、以下の点に留意すること。

(1) 設備設置費の妥当性

本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定すること。なお、実証に使用する茶加工機械等は、市販化後間もなく、広く普及していないものの、又はプロトタイプのもをを対象とし、計上されている機械・備品等の妥当性については、審査の過程で判断することとする。

(2) 機械・備品等の利益排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体に参画する者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体に参画する者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の

販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

(3) 事業成果の普及

事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、以下のとおり対応するものとする。

ア 事業実施主体は、事業実施で得られたデータやノウハウ等の成果を地域の荒茶工場等が活用できるよう整理や取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

イ 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下本項において「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。

ウ 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、ア及びイの定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。